

取扱店の申込み要領

地域振興券の概要

- ・名称 阪南市物価高騰対策地域振興券
- ・対象者数 50,000人程度 (全住民 お一人 6,000円分)
- ・内訳 500円券4枚・1,000円4枚を1セットとし、下記の通りとします。
- ・小店舗専用券 2種類 500円券・1,000円券 500円券×4枚・1,000円券×4枚
 - ①大規模小売店及び中規模小売店(店舗面積が250㎡以上の小売店)→1,000円券使用可能
 - ②小規模店舗等(店舗面積が250㎡未満の小売店とその他の業種)→1,000円券、500円券使用可能
- ・利用期間 令和8年7月1日(水)から9月30日(水)までの期間とします。
- ・利用可能店舗 阪南市地域振興券取扱店舗として登録された本市内店舗(公募)とします。
- ・使用区域 阪南市内全域の取扱店舗とします。

お申し込み要件・方法

- ・対象業種 飲食・小売・サービス・理美容・建設関連・医療福祉等
- ・申込書の提出先 阪南市商工会 〒599-0201 阪南市尾崎町35番地の4
地域振興券取扱店登録申請書に必要事項を記入し申込先へ郵送、又は直接持参してください。
- ・申し込みの期間 令和8年3月23日(月)から令和8年9月30日(水)
※但し、令和8年4月24日(金)時点での加盟店はチラシ等(取扱店一覧表)に掲載します。
- ・必要書類 地域振興券取扱店登録申請書・事業者情報(屋号、所在地等)・振込口座情報(換金用)
「地域振興券取扱店登録申請書」は、阪南市商工会のウェブサイトからダウンロードできます。
ウェブサイトアドレス 阪南市商工会 <https://hannan-sci.jp/>
申込みのあった事業所は、阪南市商工会の審査を経て、取扱店として承認し登録します。承認した場合には、後日、「取扱店登録証」を発行します。
- ・申込み時の注意事項
 - ①阪南市内に複数の店舗がある場合は、個別店舗毎に申し込んでください。
 - ②複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みはできません。個別のテナント毎に申し込んでください。

その他留意事項について

- ・取扱店情報は、地域振興券の利用できる取扱店として、阪南市及び阪南市商工会のウェブサイトやチラシ等で広報します。
- ・詳しくは、コールセンターにお問い合わせください。

問い合わせ先

阪南市商工会 地域振興券コールセンター TEL 072-447-8908